

○鹿児島県地方警察職員の勤務管理に関する訓令 (平成13.3.26 鹿児島県警察本部訓令16)

改正 前略…令和5.2訓令9

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第27号。以下「条例」という。）及び鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令（平成7年鹿児島県警察本部訓令第8号。以下「訓令」という。）に規定する鹿児島県地方警察職員の勤務時間等及び時間外勤務の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の一に定めるところによる。

- (1) 勤務時間 職員の1週間当たりの勤務時間計算の基礎となる正規の勤務時間をいう。
- (2) 休憩時間 勤務の開始時刻から終了時刻までの勤務時間の途中において設けられる勤務義務が課せられていない時間をいう。
- (3) 週休日 勤務時間を割り振られていない日をいう。
- (4) 勤務時間等 勤務時間、休憩時間及び週休日を総称していう。
- (5) 休日 条例第9条に定める休日をいう。
- (6) 勤務制 通常勤務及び特別勤務をいう。
- (7) 通常勤務職員 条例第3条の規定により週休日及び勤務時間の割振りが定められている職員をいう。
- (8) 特別勤務職員 交替制勤務又は毎日制勤務により特別の形態によって勤務する必要のある職員であって、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りが定められている職員をいう。
- (9) 交替制勤務 当番、日勤及び週休日を組み合わせて勤務時間を割り振り、当番勤務を一定のサイクルに従って定期的に割り振る勤務であって、必要により勤務時間の割振り単位期間において、当番勤務を一時的に不定期に割り振ることがで

きるものをいう。

- (10) 毎日制勤務 日勤及び週休日を組み合わせて勤務時間を割り振る勤務であつて、必要により勤務時間の割振り単位期間において、当番勤務を組み合わせることができらるもので、毎日制（甲）、毎日制（乙）及び毎日制（丙）を総称していう。
- (11) 毎日制（甲） 警察署において宿日直業務に従事する職員、刑事部捜査第一課盗犯特捜業務及び組織窃盗対策業務に従事する職員等の勤務をいう。
- (12) 毎日制（乙） 駐在所において駐在所の所管業務に従事する職員の勤務をいう。
- (13) 毎日制（丙） 生活安全部地域課鉄道警察隊における鉄道警察隊業務に従事する職員等の勤務をいう。

本条…一部改正〔平成17.10訓令20、18.12訓令34、22.3訓令12〕

（勤務管理）

第3条 所属長は、職員の勤務時間等を適正に管理し、業務の効率的な推進に努めるとともに、職員の健康状態、私生活への影響、職員相互間の均衡等に配慮して勤務制度を適正に運用しなければならない。

2 所属に勤務管理責任者及び勤務管理副責任者を置き、勤務管理責任者には理事官、副所長、副隊長、副校長、副署長及び次長を、勤務管理副責任者には課長補佐、庶務を担当する係長、署の課長、課長代理等所属長の指定する者をもってそれぞれ充てる。

3 勤務管理責任者は、所属長を補佐し、職員の勤務実態を的確に把握するとともに、次に掲げる事項について全般的な管理に当たるものとする。

- (1) 週休日及び休日における出勤実態
- (2) 時間外勤務実態
- (3) 勤務の開始時刻及び終了時刻の繰上げ又は繰下げ
- (4) 勤務制の種別の変更
- (5) 宿日直勤務
- (6) その他勤務管理上必要な事項

4 勤務管理副責任者は、勤務管理責任者の指揮を受け、前項に掲げる事項について、実際的な管理に当たるものとする。

5 勤務管理責任者及び勤務管理副責任者のほか、所属に勤務管理補助者を置き、必要な事務に当たらせるものとする。

第2編 警務 鹿児島県地方警察職員の勤務管理に関する訓令

本条…一部改正(平成20.5訓令8)

(勤務の記録)

第4条 所属長は、職員の勤務状況を管理し、これを記録するため、所属に勤務記録簿(別記第1号様式)を備え付けるものとする。

2 所属長は、前項の勤務記録簿に必要な事項を記載し、常に整理しておくものとする。

(通常勤務職員の勤務時間等)

第5条 通常勤務職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分とし、勤務時間等の割振りは次表のとおりとする。

勤務日	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
月曜日から金曜日 までの5日間	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時 までの1時間
備考 1 日曜日及び土曜日は、週休日とする。 2 休日は、特に勤務することを命ぜられた場合を除き、勤務することを要しないものとする。			

本条…一部改正(平成21.3訓令8、22.3訓令12、23.2訓令10、29.8訓令13)

(特別勤務職員の範囲等)

第6条 特別勤務職員の範囲、勤務制の種別、週休日の指定の基準及び勤務時間の割振りの基準は、次表のとおりとする。

(1) 警察本部

	特別勤務職員の範囲		勤務制の種別	週休日の指定の基準		勤務時間の割振りの基準
	所属	業務		割振りの単位となる期間	当該期間内の週休日の数	
1	総務課	報道機関との連絡に関する業務に従事する職員	毎日制(甲)	4週間	8日	毎4週間又は毎6週間につき、1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるようにすること。
2	情報管理課	照会業務に従事する職員	交替制	6週間	12日	
3	留置管理課	看守業務に従事する職員	交替制	4週間又は6週間	8日又は12日	

第2編 警務 鹿児島県地方警察職員の勤務管理に関する訓令

4	生活安全企画課	子供・女性の安全対策業務に従事する職員	毎日制(甲)	4週間	8日	
5	地域課	鉄道警察業務に従事する職員	毎日制(丙)	4週間	8日	
		自動車警ら業務に従事する職員	隊長	同上	同上	同上
			隊員	交替制	4週間	8日
		通信指令業務に従事する職員	同上	6週間	12日	
		職務質問技能指導業務に従事する職員	毎日制(丙)	4週間	8日	
6	人身安全・少年課	少年サポートセンター業務に従事する職員	毎日制(甲)	同上	同上	
		人身安全関連事案対処業務に従事する職員	交替制	6週間	12日	
7	捜査第一課	機動捜査業務に従事する職員	交替制	6週間	12日	
		盗犯特捜業務及び組織窃盗対策業務に従事する職員	毎日制(甲)	4週間	8日	
		検視業務に従事する職員	交替制	同上	同上	

第2編 警務 鹿児島県地方警察職員の勤務管理に関する訓令

8	鑑識課	機動鑑識業務に従事する職員	交替制	6週間	12日
		警察犬業務に従事する職員	毎日制(丙)	同上	同上
9	交通企画課	統計分析業務及び安全教育業務に従事する職員	毎日制(甲)	4週間	8日
10	免許管理課	運転免許管理業務に従事する職員	毎日制(丙)	同上	同上
11	交通機動隊	交通機動取締り業務に従事する職員	毎日制(丙)	同上	同上
12	高速道路交通警察隊	交通機動取締り業務に従事する職員	交替制	6週間	12日
13	警備課	危機管理業務、災害警備業務、警備実施業務、重要防護対象対策業務及び警衛・警護業務に従事する職員	毎日制(甲)	4週間	8日
		航空隊業務に従事する職員	毎日制(丙)	同上	同上
14	機動隊	管区機動係の業務に従事する職員	毎日制(丙)	同上	同上
		特別警察活動(原子力発電所警戒警備業	毎日制(丙)	同上	同上

第2編 警務 鹿児島県地方警察職員の勤務管理に関する訓令

	務を除く。)に 従事する職員			
	原子力発電所 警戒警備業務 に従事する職 員	交替制	4週間	8日
15	その他特に本部長が必要と認める業務に従事する職員として承認した職員	毎日制 (甲、 乙又は 丙) 又 は交替 制	4週間又は 6週間	8日又は12 日

(2) 警察署

	特別勤務職員の範囲	勤務制 の種別	週休日の指定の基準		勤務時間の割 振りの基準
			割振りの単 位となる期 間	当該期間内 の週休日の 数	
1	宿日直業務に従事する職員	毎日制 (甲)	4週間	8日	毎4週間又は 毎6週間につ き、1週間の 勤務時間が38 時間45分とな るようにする こと。
2	交番、署所在地、幹部 派出所所在地及び自動 車警ら班のそれぞれの 所管業務に従事する地 域警察官	交替制	4週間又は 6週間	8日又は12 日	
2 の 2	地域総括課長代理の職 にある職員	毎日制 (丙)	同上	同上	
3	警備派出所の所管業務 に従事する地域警察官	毎日制 (丙)	同上	同上	
4	駐在所において駐在所 業務に従事する地域警 察官	毎日制 (乙)	同上	同上	
5	看守業務に従事する職 員	交替制 又は毎	同上	同上	

第2編 警務 鹿児島県地方警察職員の勤務管理に関する訓令

6	護送業務に従事する職員	日制 (丙)		
6 の 2	機動鑑識業務に従事する職員	交替制	6週間	12日
6 の 3	鹿児島市内三署の鑑識業務に従事する職員 (課長代理の職にある者を除く。)	同上	4週間又は 6週間	8日又は12 日
7	その他本部長が特に必要と認める業務に従事する職員として承認した職員	毎日制 (甲、 乙又は 丙) 又 は交替 制	4週間又は 6週間	8日又は12 日

本条…一部改正(平成16.7訓令9、17.10訓令20、18.3訓令7、12訓令34、19.2訓令10、12訓令42、21.3訓令8、10訓令21、22.3訓令6、訓令12、23.2訓令10、5訓令19、24.3訓令2、26.3訓令7、27.3訓令9、30.3訓令5、31.3訓令12、令和2.3訓令14、3.5訓令26、5.2訓令9)

(特別勤務職員の勤務時間等)

第7条 特別勤務職員の勤務時間は、1週間平均38時間45分とし、勤務時間等の割振りは次表のとおりとする。

(1) 毎日制勤務

ア 毎日制(甲)

勤務日	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
月曜日から金曜日 までの5日間	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時 までの1時間
備考 1 日曜日及び土曜日は、特に勤務することを命ぜられた場合を除き、 週休日とする。 2 休日は、特に勤務することを命ぜられた場合を除き、勤務することを要しないものとする。			

イ 毎日制(乙)

勤務日	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
日曜日から土曜日	午前8時30分	午後5時15分(勤	正午から午後1時

(鹿児島警49)

② -1657

第2編 警務 鹿児島県地方警察職員の勤務管理に関する訓令

までのうちあらかじめ勤務を命じられた日	務時間を分断し、2時間の夜間警らを組み込む時は、午後3時15分)	までの1時間
備考 休日は、特に勤務することを命ぜられた場合を除き、勤務することを要しないものとする。		

ウ 毎日制(丙)

勤務日	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
日曜日から土曜日までのうちあらかじめ勤務を命じられた日	午前8時30分(免許管理課に勤務する毎日制(丙)勤務職員で、日曜日に免許更新事務に従事する場合には、午前7時45分、交通機動隊に勤務する毎日制(丙)勤務職員にあっては、午前9時30分)	午後5時15分(免許管理課に勤務する毎日制(丙)勤務職員で、日曜日に免許更新事務に従事する場合には、午後4時30分、交通機動隊に勤務する毎日制(丙)勤務職員にあっては、午後6時15分)	正午から午後1時までの1時間
備考 休日は、特に勤務することを命ぜられた場合を除き、勤務することを要しないものとする。			

(2) 交替制勤務

勤務日	区分	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
日曜日から土曜日までのうちあらかじめ勤務を命じられた日	当番	午前8時30分(高速道路交通警察隊に勤務する交替制勤務職員にあっては、午前9時30分)	翌日午前8時30分(高速道路交通警察隊に勤務する交替制勤務職員にあっては、翌日午前9時30分)	8時間30分
	日	午前8時30分(高速道路交通警察隊に勤務する交替制勤務職員にあって	午後5時15分(高速道路交通警察隊に勤務する交替制勤務職員にあって	正午から午後1時までの1時間

第2編 警務 鹿児島県地方警察職員の勤務管理に関する訓令

	勤	は、午前9時30分	は、午後6時15分	
--	---	-----------	-----------	--

本条…一部改正(平成18.12訓令34、19.12訓令42、22.3訓令12、23.2訓令10、28.3訓令9)

(週休日の指定等の明示)

第8条 所属長は、特別勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定をしたときは、職員に対して速やかにこれを明示するものとする。

2 所属長は、前項の指定をするときは、できる限り、割振り単位期間の全期間について一括して行うようにするものとする。

(勤務の開始時刻及び終了時刻の繰上げ等)

第9条 所属長は、業務上必要があると認めるときは、第7条の規定にかかわらず、特別勤務職員の勤務の開始時刻及び終了時刻の繰上げ又は繰下げ（以下この条において「時差出勤」という。）を命ずることができる。

2 所属長は、職員から、中学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって里親となることを希望している者その他これらに準ずる者として鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年鹿児島県条例第51号）第2条の2に規定する者を含む。）の養育、又は条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者の介護のために時差出勤の申出があった場合は、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該申出に係る時差出勤を承認しなければならない。

3 所属長は、第1項の規定により時差出勤を命じたとき、又は第2項の規定による申出を承認したときは、時差出勤命令簿（別記第2号様式）に所定の事項を記載して、職員に対して速やかにこれを明示するものとする。

本条…一部改正(平成13.8訓令29、29.8訓令13、令和3.5訓令26)

(勤務時間の割振り変更)

第10条 所属長は、業務上必要があると認めるときは、第7条の規定にかかわらず、特別勤務職員の勤務時間の割振りを変更することができる。

- 2 所属長は、前項の変更を命じたときは、勤務時間の割振り変更命令簿（別記第3号様式）に所定の事項を記載して、職員に対して速やかにこれを明示するものとする。

本条…追加〔平成13.8訓令29〕

（勤務制の種別の変更）

第11条 所属長は、業務運営上やむを得ない理由があると認めるときは、職員に適用する勤務制の種別を変更することができる。この場合において、変更の期間が4週間を超えるときは、あらかじめ勤務制の種別変更承認申請書（別記第4号様式）により、本部長に申請するものとする。

- 2 所属長は、前項の規定により勤務制の種別を変更した場合は、勤務制の種別変更簿（別記第5号様式）に所定の事項を記載して、職員に対して速やかにこれを明示するものとする。

旧10条…一部改正し繰下〔平成13.8訓令29〕

（超過勤務）

第12条 所属長は、条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に、訓令第9条に掲げる宿日直勤務以外の勤務（以下「超過勤務」という。）を命ずることができる。

- 2 前項の規定による勤務命令は、鹿児島県地方警察職員の超過勤務手当等の支給に関する規則（昭和29年鹿児島県公安委員会規則第22号）に定めるところによる。

旧11条…繰下〔平成13.8訓令29〕

（超過勤務を命ずる際の考慮）

第13条 所属長は、前条第1項に定める超過勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害することがないように考慮するものとする。

旧12条…繰下〔平成13.8訓令29〕

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
（鹿児島県地方警察職員の週休日及び勤務時間の割り振り等に関する訓令の廃止）
- 2 鹿児島県地方警察職員の週休日及び勤務時間の割り振り等に関する訓令（平成4年鹿児島県警察本部訓令第20号）は、廃止する。
（鹿児島県警察処務規程の一部改正）

- 3 鹿児島県警察処務規程（平成11年鹿児島県警察本部訓令第26号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（経過措置）

- 4 廃止前の鹿児島県地方警察職員の週休日及び勤務時間の割り振り等に関する訓令（平成4年鹿児島県警察本部訓令第20号）別記第1号様式から別記第4号様式までの規定により作成された用紙及び鹿児島県警察処務規程（平成11年鹿児島県警察本部訓令第26号）の別記第1号様式から別記第12号様式までの規定により作成された用紙は、それぞれ当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成13.8.27訓令29）

- 1 この訓令は、平成13年9月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の鹿児島県地方警察職員の勤務管理に関する訓令に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成16.7.28訓令9）

この訓令は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成17.10.24訓令20）

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18.3.14訓令7抄）

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成18.12.27訓令34抄）

- 1 この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19.2.28訓令10）

この訓令は、平成19年3月5日から施行する。

附 則（平成19.12.20訓令42）

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20.5.2訓令8）

この訓令は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21.3.25訓令8）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21.10.21訓令21）

この訓令は、平成21年10月21日から施行する。

附 則 (平成22. 3. 17訓令 6)

この訓令は、平成22年 3 月26日から施行する。

附 則 (平成22. 3. 30訓令12)

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23. 2. 17訓令10)

この訓令は、平成23年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23. 5. 26訓令19)

1 この訓令は、平成23年 6 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行日の前日に主査の職にある警察官は、別に辞令を発せられない限り、施行日付けで係長の職を命ぜられたものとする。

附 則 (平成24. 3. 16訓令 2)

この訓令は、平成24年 3 月23日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成26. 3. 13訓令 7)

この訓令は、平成26年 3 月24日から施行する。

附 則 (平成27. 3. 10訓令 9)

この訓令は、平成27年 3 月16日から施行する。

附 則 (平成28. 3. 16訓令 9)

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成29. 8. 28訓令13)

この訓令は、平成29年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成30. 3. 19訓令 5)

この訓令は、平成30年 3 月23日から施行する。

附 則 (平成31. 3. 8訓令12)

この訓令は、平成31年 3 月18日から施行する。

附 則 (令和2. 3. 19訓令14)

この訓令は、令和 2 年 3 月23日から施行する。

附 則 (令和3. 5. 31訓令26)

この訓令は、令和 3 年 6 月11日から施行する。

附 則 (令和5. 2. 28訓令 9)

この訓令は、令和 5 年 3 月17日から施行する。

別記
第1号様式(第4条関係)

月	勤務記録簿 (年度)		勤務日												氏名																		
	勤務係		出勤日																														
	勤務係 名	勤務係 番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
備考																																	

本様式…全部改正(平成20.5訓令8)、一部改正(平成22.3訓令12、23、2訓令10)

第2号様式 (第9条関係)

時差出勤命令簿

所属長 (印)	課係名	職	氏名	期間	勤務開始時刻 及び終了時刻		時差出勤の理由
					変更前	変更後	
				年 月 日 年 月 日	時 分 時 分	時 分 時 分	
				年 月 日 年 月 日	時 分 時 分	時 分 時 分	
				年 月 日 年 月 日	時 分 時 分	時 分 時 分	
				年 月 日 年 月 日	時 分 時 分	時 分 時 分	
				年 月 日 年 月 日	時 分 時 分	時 分 時 分	
				年 月 日 年 月 日	時 分 時 分	時 分 時 分	
				年 月 日 年 月 日	時 分 時 分	時 分 時 分	
				年 月 日 年 月 日	時 分 時 分	時 分 時 分	
				年 月 日 年 月 日	時 分 時 分	時 分 時 分	
				年 月 日 年 月 日	時 分 時 分	時 分 時 分	
				年 月 日 年 月 日	時 分 時 分	時 分 時 分	
				年 月 日 年 月 日	時 分 時 分	時 分 時 分	
				年 月 日 年 月 日	時 分 時 分	時 分 時 分	

第3号様式 (第10条関係)

勤務時間の割振り変更命令簿

所属長 (印)	課係名	職	氏名	変更前の割振り		変更後の割振り		変更の理由
				年月日	時間	年月日	時間	
				年 月 日	時分 } 時分 (時間)	年 月 日	時分 } 時分 (時間)	
				年 月 日	時分 } 時分 (時間)	年 月 日	時分 } 時分 (時間)	
				年 月 日	時分 } 時分 (時間)	年 月 日	時分 } 時分 (時間)	
				年 月 日	時分 } 時分 (時間)	年 月 日	時分 } 時分 (時間)	
				年 月 日	時分 } 時分 (時間)	年 月 日	時分 } 時分 (時間)	

本様式…追加(平成13.8訓令29)

第4号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

本部長 殿

所属長

勤務制の種別変更承認申請書

変更しようとする職員の職種・範囲	職務内容	該当人員
変更前の勤務制の種別 (週休日の割振り基準)	変更後の勤務制の種別 (週休日の割振り基準)	
勤務制の種別を変更しようとする理由		
その他特記事項		

旧3号様式…一部改正し線下(平成13.8訓令29)、本様式…一部改正(令和3.5訓令26)

第5号様式 (第11条関係)

勤務制の種別変更簿

所属長 (印)	課係名	職	氏名	変更前の 勤務制 の種別	変更後の 勤務制 の種別	変更期間	変更の理由
						年 月 日 年 月 日	
						年 月 日 年 月 日	
						年 月 日 年 月 日	
						年 月 日 年 月 日	
						年 月 日 年 月 日	
						年 月 日 年 月 日	
						年 月 日 年 月 日	
						年 月 日 年 月 日	
						年 月 日 年 月 日	
						年 月 日 年 月 日	
						年 月 日 年 月 日	
						年 月 日 年 月 日	
						年 月 日 年 月 日	
						年 月 日 年 月 日	
						年 月 日 年 月 日	

旧4号様式一部改正し線下〔平成13.8訓令29〕